

JESMA モニター運営管理コース オンライン講座提供契約書

_____ (以下「甲」という) 及び ゆうブランド株式会社 (以下「乙」という) は、乙が甲のために提供する JESMA 日本エステティックサロン経営学院 オンライン講座 モニター運営管理コース (以下「本講座」という。) に関し、本日、以下のとおりオンライン講座提供契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第 1 条 (本契約の目的)

1. 本契約は、乙が本講座を甲に提供することにより、本講座の目標としているエステティックサロンの経営に必要と考えられるビジネススキルの習得及び関連知識・技能の習得等を目的とする。

第 2 条 (本講座の名称と受講形態及び期間)

1. 本講座は JESMA 日本エステティックサロン経営学院 オンライン講座という名称の反転学習型教育講座である。
2. 本講座の受講形態は、1 アカウント 1 名のみでの受講とし、オンラインシステムを利用した動画講座受講後、グループ学習及び個別相談を実施する受講形態とする。
3. 乙は、甲の講座代金入金確認及び本契約書の締結、利用規約の承認後、3 営業日以内に本講座受講システムの ID・パスワード・システム利用マニュアルをメールにて送付する。
4. 本講座の契約期間は、本講座受講システムの ID・パスワードのメール送信日から、6 ヶ月間とする。

第 3 条 (代金及び支払い)

1. 甲は、乙に対し、モニター運営管理コース 講座代金として、金 198,000 円 (税込) を支払う。
2. 甲は、下記の支払い方法及び支払い回数を選択し、乙に対し、講座代金の支払いを行なう。
銀行振込みの場合は、手数料は甲が負担すること。
 - 1) 銀行振込み 一括払い
 - 2) クレジットカード 一括払い、3 回～6 回払い
 - 3) 信販ローン 3 回～36 回 払い

第 4 条 (代金未払いと本講座提供の中止)

1. 甲が前条第 2 項の 2) の支払いにおける分割払いによる代金の支払いを怠ったときは、甲は直ちに期限の利益を喪失し、残代金を直ちに支払う義務が生じるとともに、乙は甲に対する本講座の提供を中止することができる。
2. 前項の場合であっても、甲が支払いを再開したことを乙が確認した場合、乙は甲に対する本講座の提供を再開することができる。

第 5 条 (返品及び返金について)

1. 甲及び乙は、本講座により提供される講座が情報商材としての性質を有するため、本講座開始後の返品はできないものであることを確認する。
2. 乙は、本講座開始後、乙の何らかの事情で講座継続が不可能な場合、未受講の代金は全額返金する。

第 6 条 (受講期間の延長)

甲が、本講座の契約期間の延長を希望する場合は、延長手続きにより、月額金 9,900 円 (税込) にて延長可能とする。

第 7 条 (確認事項)

甲は、以下の事項について承諾する。

- (1) 本講座のモニター受講の条件について、最大限の遵守努力をすること
- (2) 本講座を受講した成果については個人差があり、必ずしも本講座により利益や成果が確約されるわけではないこと
- (3) 本講座により提供される教材等に変更があり得ること
- (4) 本講座は、本契約締結時における オンライン動画講座システム の仕様に基づき提供されるものであり、本契約期間内にシステムの仕様変更があり得ること

第 8 条 (禁止行為)

1. 甲は、以下の各号に該当する行為をしてはならない。
 - (1) 他の受講者若しくは乙の関係者に迷惑を掛ける行為又は本講座の進行を妨げ若しくは批判・誹謗中傷する行為
 - (2) 本講座を通じて知りえた他の受講者を勧誘する行為 (ネットワークビジネス、宗教勧誘等を含むが、これに限られない。) 又はその準備行為
 - (3) 法律に違反する行為又は違反するおそれのある行為
 - (4) その他、本講座の講師が不適切と判断する一切の行為
2. 甲が前項各号に該当する行為を行った場合、乙は、甲に対し、本講座の提供を拒否することができる。その場合、甲の支払い済み代金の返金はしない。

第 9 条 (個人情報の取り扱い)

1. 乙は甲の個人情報の管理について、個人情報への不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩などを防止するため、セキュリティシステムの維持・管理体制の整備・徹底等の必要な措置を講じ、安全対策を実施し、個人情報の適切な管理を行なう。
2. 乙は甲の個人情報の利用目的として、乙又は本講座の講師からの連絡や業務の案内、質問に対する回答として、電子メールや資料の送付に利用する。
3. 乙は、前項に規定する場合又は法令等に基づく場合を除き、甲の承諾なく、甲の個人情報を第三者に提供しない。
4. 甲は、乙に対し、乙が保有する甲の個人情報の開示を求めることができる。
5. 甲は、乙から開示された甲の個人情報に誤り等があった場合、乙に対し、甲の個人情報の訂正及び利用の停止を求めることができる。

第 10 条 (譲渡等の禁止)

本契約に基づいて本講座の提供を受ける権利は甲のみに帰属するものであり、甲は、乙の書面による同意なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を譲渡してはならず、また、本講座につき、第三者に対して頒布、販売、譲渡、貸与、使用許諾権の設定その他第三者に本講座の提供を受けさせる一切の行為を行ってはならない。

第 11 条 (知的財産権)

1. 本講座を構成するすべてのプログラム、テキスト及びそれに付随する資料全般は、乙又は本講座の講師に帰属するものとする。
2. 甲は、乙から本講座に関して提供される情報又は資料の全てにつき、本講座を受講する目的又は本講座において許諾された方法のみで使用できるものとし、それ以外の方法(複製、頒布、譲渡、等を含むが、これに限られない。)によっては、一切使用することはできないものとする。
3. 甲は、甲が本講座の一環として作成したものにつき、第三者の著作権その他の権利を侵害しない。

第 12 条 (反社会的勢力の排除)

甲は現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び暴力団員等が経営もしくは関与していると認められる関係を有することに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

第 13 条 (管轄裁判所)

本契約に関して紛争を生じたときは、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項、及び本契約書の各条項の解釈に疑義を生じた時は、甲乙協議の上解決するものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ各 1 通を保管する。

年 月 日

(甲) 住所：

氏名： Ⓜ

(乙) 住所：〒531-0072

大阪市北区豊崎7丁目7-7-101

TEL：06-6371-7321

ゆうブランド株式会社

代表取締役 草野 由美子 Ⓜ